

三善清行の方法

—藤原保則伝考—

矢 作 武

小稿は、延喜期の学者官僚、三善清行が延喜七年に書いた藤原保則伝の制作の意図と方法とについて述べようとするものである。^{注1}

藤原保則伝は、寛平七年に七十一歳で死んだ参議藤原保則の事蹟と人物を叙したもので、跋文に

余、初爲^二起居郎、依^三元慶注記、見^四東征之謀略。爲^五備中介、聞^六故老風謠、詳^七西州之政績。粗述^八所知、成^九此實餘。但世稱^{一〇}公德美、老人之談不^{一一}容^{一二}口。然而轉語浮詞、不^{一三}敢論著。恐^{一四}有^{一五}飾之疑、損^{一六}相公之美也。昔者司馬遷著^{一七}婁子傳、遙羨^{一八}報鞭。蔡伯喈作^{一九}郭泰碑、遂無^{二〇}慙德。故叙^{二一}此景、行^{二二}貞立^{二三}志。延喜七年季春一日。文章博士善清行記^{二四}之。

とある。清行が起居郎（仁和二年少内記となり、翌年大内記となる）時代に元慶注記を見て保則の秋田城における蝦夷征伐ぶりを知り、次いで備中介時代（寛平五年赴任）に任国の「故老の風謠」を聞いて保則の治績に感動したのが伝記執筆の要因である。

この保則伝は二ヶ所に欠文があり、およそ（一）前半の欠失部分につづく）貞觀期の備中権介・備前介・備前権守の時代、（二）元慶期の蝦夷平定時代、（三）仁和期の讃岐権守・伊予守・大宰大貳の時代、（四）晩年の欠失部分につづく）保則の人物性格の記述の部分、に分けられる。

保則伝は、今井源衛氏が「漢文伝の世界」（国語と国文学、昭和三四年四月）で言われる「八世紀の後半から九世紀にかけて花々しい展開を示した」漢文伝の一つである。今井氏はいう。漢文伝は国史と漢詩文との間をつなぐもので、和文の物語の発生にまで若干の寄与をしている如く思われ、正史に直結する公儀的文学から女子供に最大の支持者を持った物語文学にまで及ぶ古代散文文学の全分野の中で大きな役割を持っていた。国史の薨卒伝は成立事情の上で他の一般事項と次元を異にすることによって、国史を一貫する政治性の許容する枠内で、比較的自由に記録者の個人の関心ないし主観の入りこむ余地があったらう。その特定個人の性癖や逸話の紹介という形で、発想や表現の点で見るべきものが現われてくる。保則伝は、それら正史の官人薨卒伝と一見類似し

たものではあるが、単行の「官人伝」としてやや特殊な性格を有している。今井氏は保則伝を「典型的な良吏であった清行自身の理想像を描く」ために作ったもの、「紊乱した地方政治の暴露

も、実は保則という一人物の伝に必要な量を越えて、作者は政治や社会批判そのものに関心をもっていたと思われるほどである」とし、在野的批判的姿勢を評価された。川口久雄氏は平安朝日本漢文学史の研究の中で、保則伝を「具体的に人間の生涯を伝しつつ、ここに清行は自分の思惟を投射している。古風な儒教主義のモラルにしばられた凝固した人間ではなく、悪吏のために搾取され、窮迫のあまり流浪し反逆する庶民や異民族社会に身をもつてなぐりこみ、彼らを人間として人道的に扱おうとする、反乱や盗賊におびえたつ辺境の農民に触れて思索し実践しようとする新しい行動的人間像が描かれている。王朝前期漢文学が形成した文学のうち、もっともすぐれたものの一つであり、将門記の系列に属すべき作品」である、と更に高く評価されている。

次にこの作品について潤色虚構の面から新見解を出されたのが大曾根章介氏である。氏は「漢文学における伝記と巷説——紀長谷雄と三善清行——」（言語と文芸、第六六号）において人物の伝記が事蹟のありのままの記述ではなく、多少なりとも潤色や誇張が、場合によっては虚構が附加されている」と言われ、保則伝に対しては、保則の「善政を讃える表現は、史書の循吏伝に見える常套的なもので、具体性に乏しい。「中国の史書に記された循吏の姿が作者の脳裏にあり、それがこの伝記の潤色に大きな役割

を来たしていると見てよい。」と述べ、中国の正史に見える循吏像によって潤色されたと指摘された。

二

清行は保則の備中国での徳化の一例として次の如くいう。

凡厥僚下、若有姦賊者、曾無所發明其咎、即竊於間處相語云。君久疲學窓、初得此官。必當立其廉節、勉取榮譽。豈可思滯一州小吏乎。

「君、久しく学窓に疲れて、初めて此の官を得たり。必ずまことにその廉節を立てて、勉めて榮譽を取るべし。あに一州の小吏に滯ることを思ふべけんや。」いかにも具体的で、人情の機微に触れた記事である。この不正を働いた部下に対する保則の温い思いやりに満ちた場面は、今井氏が作者の潤色を思わせるといわれ、大曾根氏も肯定されている。思うに清行描くところの良吏像は主に、中国六朝宋の劉義慶著、梁の劉孝標注「世說新語」政事篇等に見える話によつたようである。政事篇第九話にいう（四部備要本に拠る。以下同じ）。

王安期为東海郡。小吏盜池魚。綱紀推之。王曰。文王之囿、與衆共之。池魚復何足惜。

更に第十話にいう。

王安期作東海郡。吏録一犯夜人來。王問。何處來。云。從師家受書還。不覺日晚。王曰。鞭撻寧越以立威名。恐非致理之本。使吏送令歸家。

晋の王承が東海郡の太守の時の徳治の例で、一は池中の魚（官

物)を盗んだ小吏が許され、一は夜行禁令を犯したものが勉学の理由の故に許された話であるが、合わせて保則の逸話となる。第十話の注にいう。

呂氏春秋曰。寧越者、中牟鄙人也。苦耕稼之勞、謂其友曰。何爲可_レ以免_レ此苦_レ也。其友曰。莫_レ如_レ學也。學三十歲、則可_レ以達_レ矣。寧越曰。請_レ以_レ十五歲。人將_レ休、吾不_レ敢休。人將_レ臥、吾不_レ敢臥。學十五歲而爲_レ周威公之師也。

保則伝の「君久疲學窓云々」は「師家より書を受けて還るに、覺えず日晩れたり」と、この注によって作られたのである。正史の堯卒伝に見えるが如き、たとえば循吏像を描く時に単に中国史書の類型的な表現を借りて讚美するのでもなく、また伝統的な漢籍の典拠をそのまま使って描くのととも違うまるで別の方法がここにある。

また保則の備前国での治績を述べて、

時安藝國兪兒遮_レ險、劫_レ盜備後國調絹四十疋、逃去入_レ草。道宿_レ備前國石梨郡旅舍。盜語_レ主人翁_レ云。此國太守化跡何似。主翁語云。府君化_レ民、專用_レ仁義。一國之人盡爲_レ伯夷。恩信之感、自通_レ神明。云々。

という。盗人が国守の政治の仕方はどうか(化跡何似)などと聞くであらうか。政事篇第二十五話にいう。

王東亭(掬)與_レ張冠軍(玄)善。王既作_レ吳郡。人問_レ小令(王珉)曰。東亭作_レ郡、風政何似。答曰。不_レ知_レ治化何如。唯與_レ張祖希(玄)、情好日隆耳。

「風致何似」「治化何如」は政事篇のテーマである。保則が盗人

にいわせたのはこれによるであらう。「保則伝」の(白)の部分において、大宰府での治政を「公在_レ鎮府。專_レ以_レ清靜_レ而施化。故吏民感服、政化大行。」というのは、三代実録等の国史に見える中国史書の筆法にならった循吏伝の記述とさほど異なるわけではないが、(四)の保則の人柄を述べた部分「公清節沖虛、心無_レ廻_レ」などととくに、先きの第九話の注に引く

名士傳曰。王承字安期、太原晉陽人。父湛、汝南太守。承沖淡寡欲、無_レ所_レ循向。累_レ遷東海內史、爲_レ政清靜、吏民懷_レ之。避_レ亂渡_レ江。是時道路寇盜、人懷_レ憂懼。承遇_レ艱險、處_レ之怡然。元皇爲_レ鎮東、引爲_レ從事中郎。

などが、筆者の脳裏にあったのであろうか。清行は保則を、「人倫之表」(世説賞譽篇第三十四話)などといわれた晋の中興第一の名臣、王承に擬したのかも知れない。

保則は兩備の国の任を終えて帰京し、翌年右衛門佐に任じ、檢非違使を兼任させられようとした時、再三辞退して受けなかつた。

公語_レ所親云。昔者帝堯之民、皆可_レ比_レ屋而封_レ之。時臯陶以_レ大賢爲_レ獄官。若有_レ疑罪_レ、則令_レ解衆決_レ之。豈有_レ枉濫之罪乎。亦所_レ用者象刑也。無_レ慘毒之料焉。豈有_レ怨酷之人乎。然而論者以爲、英六之封不_レ絶者、此臯陶治獄之咎。況今末代澆薄、人多_レ阿黨。誅罰之間、失_レ兩造。縱有_レ惻隱之情、必成_レ子孫(之禍)。

ここともまた保則の身の処し方を語ってユニークなところである。臯陶の例を引くのは清行の後の「意見封事」にも見えるとこ

ろであるが、これは単に書經の舜典阜陶謨に基づくだけではあるまい。今は末代洮季であるから大賢を以てしても獄官となるのは危険であるというところに主眼があるので、清行が阜陶の例を用いたのは仲々に単純な筆法ではない。政事篇第二十六話にいう。

股仲堪當之荆州、王東亭問曰。德以居全爲稱、仁以不害爲名。方今幸牧華夏、處殺戮之職。與本操將不乖乎。股答曰。阜陶造刑辟之制、不爲不賢。孔丘居司寇之任、未爲不仁。

股仲堪が荆州刺史に赴任するとき、王東亭がたずねた。徳とは人を安全な状態におくことをいい、仁とは人を害なわなないことをいう。今のような時代に、中国で地方長官になるといふのは人殺しの地位に身を置くことだ。本志にそむくことになるのではないかと、と。股は答える。阜陶は刑罰の制度を造つたが賢人でないとはいえぬ、孔丘は司寇の職にいたが仁者でないとはいえぬ、と。

東晋滅亡前夜、多事の際、荆州刺史という軍事的に最も重要な地方の長官となり、後に桓玄に迫られて自殺した股仲堪の話である。韓康伯と並ぶ当代一の玄談の徒であり、つねづね三日道徳經を讀まざれば舌の根本がこわばるるに感ずると言つた(文學篇第六十三話)という股仲堪も、王珣が心配したとおりの運命をたどる。檢非違使を固辞することとして清行が保則にいわせられたことは王珣のことである。薨卒伝が中国の正史の筆になつただけの叙述であるのに対して、清行の典拠使用の方法はまるで異なる。清行は虚構するのである。

保則伝の(二)の部分、元慶期の蝦夷平定時代の記載は大部分元慶

注記によつては、事三代実録の記事と符合しているのであるが、保則が出羽権守に起用された事情や平定後の帰京の様子は実録に記載がない。起用を辞退する保則と攝政藤原基経との対話の部分はこうである。

五月二日、兩國飛驒(官軍大敗の報)忽至。於是昭宣公大驚、與公謀事。語云。東方之將、累長者。公辭謝云。身舊文吏、未嘗知跨馬引弓。非敢愛惜微軀、恐成朝廷之恥。昭宣公曰。自天智天皇時、藤原氏代立勳績、朝所倚賴。方今身非伊周、忝攝冢宰、遭此寇亂。內歎外。

瓜葛之儀、君亦可悉。願盡智謀、勿爲節讓。こういふ点も保則個人の言動を浮き彫りにした秀れた部分であるが、清行は保則の蝦夷平定の功を描く時、晋の杜預を構想の初めに置いたのではなからうか。世説方正篇第十二話「杜預之荆州、頓七里橋。朝士悉祖、云々」の注にいう。

王隱晉書曰。預字元頓、京兆杜陵人。漢御史大夫延年十一世孫。祖畿、魏太保。父恕、幽州荆州刺史。預智謀淵博、明於治亂。常稱、立德者非所企及、立功立言所庶幾也。累遷河南尹。爲鎮南將軍、都督荆州諸軍事、鎮襄陽。以平吳勳、封當陽侯。預無伎藝之能、身不跨馬、射不穿札。而每有大事、輒在將帥之限。贈征南將軍、儀同三司。

西晋創業の初め、賈充とともに律令制定に功あり、また羊祜の死後、鎮南大將軍・都督荆州諸軍事となつて襄陽に鎮し呉の平定に大功のあつた杜預は、「智謀淵博」で、「身不跨馬、射不穿

札して「將帥之限」に在ったという。清行にとつて、征討の功勳をあげた律令官人の理想像として保則を描こうとするとき、西晋の杜預は最もふさわしいモデルと考えたであらう。

保則伝の四の部分の内、保則の道真への批評を含む部分は最も有名な話柄である。

又擇士探才、有知人之鑒。昔在備中時、小野葛絃、年少爲掾。公稱曰。若必當爲天下循良之吏。又在讚岐時、菅原朝臣代公爲守。公竊語云。新太守當今碩儒、非吾所測知也。但見其內志、誠是危殆之士也。後皆如其語。

「擇士探才、有知人之鑒」は政事篇第十七話の郭林宗について引いている注によるようである。

泰別傳曰。秦字林宗、有二人倫鑿識。題品海內之士、或在幼童、或在三里肆、後皆成英彥六十餘人。自著書一卷、論取士之本、未行、遭亂亡失。

初めに挙げた保則伝の跋文において「蔡伯喈作郭泰碑、遂無慙德」といっているのは德行篇第三話の注所引「統漢書」の「蔡伯喈爲作碑曰。吾爲人作銘、未嘗不有慙容。唯爲郭有道碑頌、無愧耳」によることは明らかであるが、ことさらに郭泰を挙げたのは識鑿のことに関わりがあったのである。また備中権介の時、年少の掾であった小野葛絃に対して「若必當爲天下循良之吏」と予言するのも、黜免篇第六話の注に

郭泰別傳曰。鉅鹿孟敏字叔達、敦朴質直。客居太原、雜處凡俗、未有所名。嘗至市買甌、荷擔墮地壞之、徑去不顧。適遇林宗。見而異之。因問曰。壞甌可恨。何以不

顧。客曰。甌既已破。視之何益。林宗賞其介決。因以知其德性、謂必爲美士。勸令讀書。遊學十年、遂知名。三府並辟、不就。東夏以爲美賢。

とあるのに拠つたのであらう。表現のすみずみまで郭泰の伝によつて潤色されていることがわかる。

道真への評「新太守當今碩儒、非吾所測知也。但見其內志、誠是危殆之士也」は、坂本太郎氏が「菅原道真」(吉川弘文館)の中で「保則の語であるよりも、清行自身の感想と見るべき公算が大きい」(一〇八頁)と言われているが、典拠が世説にあるようである。まず「非吾所測知也」は凶隙篇第六話に拠る。

王東亭與孝伯語、後漸異。孝伯謂東亭曰。卿便不可復測。答曰。王陵廷爭、陳平從默、但問克終云何耳。

ここで「きみは何を考えているのか測りかねる(腹黒い男だ)」といった王孝伯(恭)とは、東晋末に会稽王司馬道子の専權を憎み拳兵して敗死した人物であり、「清廉貴峻、志存格正」(德行篇第四十四話注所引、恭別伝)と評されている。凶隙篇は魏晋社会の險しさと軋み合う人間関係を具体的に示しているが、「卿便不可復測」などは最も微妙な評言の一つである。また「但見其內志、誠是危殆之士也」は讒險篇第一話によるようである。「讒險」は術策を弄して腹ぐるく、裏にまわつて相手をおとし入れる險險な言行をいう。

王平子形甚散朗、内実勁俠。

鄧粲督紀云。劉琨嘗謂澄曰。卿形雖散朗、内勁俠。以此處世、難得其死。澄默然無以答。後果爲王敦所害。劉

(本件内実勁俠)

現聞之曰。自取死耳。

「内、実は勁快」と「その内心を見るに、誠にこれ危殆の士なり」と。何と陰険なことばであろうか。保則伝のすぐれた表現、描写の多くはことごとく世説に拠っているようであり、そこから創作の心理に近づき得るものがある。漢文伝の中において特殊な位置を占めるといわれる保則伝が、今までになく具体的な人間像を形象し得た理由の多くは、世説という一種特異な先行作品を自家薬籠中のものとした清行の文学の方法にあつたといえるのではなからうか。蕤卒伝が、ともかくも事実あつたことがらを中国の史書の筆にならつて描いただけであるのに対して、清行は世説の中の話によつて全く別の虚構を行なっているのである。

三

清行は保則伝を書くにあつて何故世説に注目し、その虚構潤色に多く利用したのであろうか。またそれによつて清行の文学はどのように変容していったか。まず世説という書物の性格を見なければならぬ。

春秋三史の如き儒家の正統な歴史書に対して、いわば儒道に反したものとして「街談巷語」「瑣細輕量」の書「小説」がある。経伝にもとづかず、具体的な事例として正史の記事に採られない断片的な民間の所伝、米塩碎事によつて作られたものが「小説」であり、世説はまさにそこに分類される。世説は儒教的名分思想からはみだしたものである。本書は中国史上後漢末魏晉時代といふたぐいまれな乱世を生きる人々の逸話集であり、その逸話は個

人の伝記の中の瑣細な断片に過ぎないが、一生の内のあるいは重要な、あるいは美しい、そして鮮烈な印象を与えるものであることが多い。小説として正史に対立するものであるにかかわらず、あるいはそれ故に普通の歴史書よりもはるかに鋭く人間の真実にせまり、珠玉のごとく、生きた人間をそこに形象せしめているのである。

清行が保則伝を書いたのは延喜七年、六十一歳の既に老境に入つた時期であつた。延喜三年前後に一時、文章博士・大学頭・式部少輔の三儒職を兼任した当代一の律令文人清行にとつて、道真失脚後台頭して来た大藏善行門下の進出の陰で、延喜五年より十年近くの長い間昇進が停止した沈淪の時期の初期にあたる。延喜六年の日本紀竟宴和歌二首の内一首が既に「とつえあまりやつえを越ゆる竜の駒きみすさめねば老い果てぬべし」という老驥伏櫪の述懐歌であつた。寛平・延喜期三大文人と称される者の内、道真は右大臣の頭位に昇り左遷されて既に客死しており、紀長谷雄は四年も前に参議となつて陽の当たる場所にいた。清行にとつては寛平期の四十歳台に既に国司介あたりで低迷している時期があり、今また功成り名遂げるべき六十歳前後より再び苦渋の時期が始まつた。

清行が京官から備中介（寛平五年正月、四十七歳）という地方官へ転出した直後に始まつた正史日本三代実録の編纂は主に道真と大藏善行の手で進められ、延喜元年道真の失脚を待つようにして左大臣時平とその師大外記大藏善行のみの名を列ねて完成奏進されている。坂本太郎氏の説によれば、その内容には善行の事績

を顕彰しようとして書かれた記事が多く、撰者の立場を利用した「国史を私物化した忌まわしい現象」があるという。奏進された当時文章博士兼大学頭であった清行がそれを見る機会は当然あったと思われる。清行はこの正史をどのような気持で見たであろうか。官人としても学者としても善行よりもはるかにまさる清行にとって、彼を除外して編纂され、実質的な撰者の一人道真の名を削って奏進された正史は政治の上層が作りあげた大なる虚妄の世界ではなかつたであろうか。天皇中心の律令体制が危機に瀕して摂関政治へ移りつつあるこの過渡的な時代に政治の欠陥や社会の矛盾を最も鋭く見抜いていた清行は、後に「意見封事」に中下級貴族が次第に体制から疎外されていく状況を多くの実例で指摘したが、それは彼自身既に達成できるとは考えていない理想を美しく描く抵抗の姿であつた。彼は今保則伝を書くにあたって正史三代実録に記載されなかつたことがらを記し、潤色虚構によって現実には既に存在し得ぬ循吏の姿を描くことによつて現体制への批判を行なおうとしたのではないか。その理想像を描こうとして正史の記事を抜けた具体的な行動的な、生き生きとした人間像を形成しようとする時、世説は最も恰好の構想潤色虚構の手がかりとなつたであろう。

清行は後の延喜十三年、世説所引注張敏集所載の特異な作品「頭責_ニ子羽_一文」によつて虚構による自嘲自虐的な沈淪の文字「詰眼文」を書いた。また晩年善家秘記（あるいは善家異記・善家異説）という怪異説話集を作っているが、その佚文「巫覡見_レ鬼有_レ徵驗_レ記」の文末に「此事雖_ニ迂誕_一、自_レ所_レ視、聊_レ以_レ記

之。恐後代_レ以_レ余爲_ニ鬼之董狐_一焉」というのは、かつて指摘した如く世説排調篇第十九話の「干寶向_レ劉眞長_一叙_レ搜神記。劉曰。卿可_レ謂_ニ鬼之董狐_一」に拠つており、六朝最大の志怪小説集搜神記を書いた干宝に自らを擬したのであつた。東晋の干宝はまた当代第一の文人たる著作郎として正史晋紀の著者であつた。搜神記の序文にいう如く正史の記載も全て真実であるか疑問であり、怪異虚構の中にも真実が含まれるとする時、正史三代実録の編纂に与れなかつた清行にとつて怪異説話集の著作は正史に對置すべきものであつたといえよう。

最後に世説任誕篇第四十一話の羅友の注に象徴的な話がある。

晉陽秋曰。友字宅仁、襄陽人。少好_レ學、不_レ持_レ節檢。性嗜_レ酒、當_ニ其所_レ遇、不_レ擇_ニ土庶_一。又好伺_ニ入祠_一、往_レ乞_ニ餘食_一。雖_ニ復營_レ壘肆、不_ニ以爲_レ羞。桓溫常責_レ之云。君太不逮、須_レ食、何不_ニ就_レ身求_一、乃至_ニ於此_一。友傲然不_レ屑、答曰。就_レ公乞_レ食、今乃_レ可_レ得、明日已復無。溫大笑_レ之。始仕_ニ荊州_一、後在_ニ溫府_一、以_ニ家貧_レ乞_レ祿。溫雖_レ以_ニ才學_レ遇_レ之、而謂其誕肆、非_レ治_レ民才、許而不用。後同府人有_レ得_レ郡者。溫爲_レ席起別、友至尤晚。問_レ之。友答曰。民性飲_レ酒嗜_レ味。昨奉_ニ教旨_一、乃是首且出_レ門。於_ニ中路_一逢_ニ一鬼_一、大見_ニ那揄_一。云。我只見_ニ汝送_レ人作_レ郡。何以不_レ見_レ人送_レ汝作_レ郡。民始怖、終慚、回還以_レ解、不_レ覺成_ニ掩緩_レ之罪。溫雖_レ笑_ニ其滑稽_一、而心頗愧焉。後以爲_ニ襄陽太守_一、累_ニ遷廣益_一二州刺史。在_ニ藩舉_レ其宏綱、不_レ存_ニ小察_一、甚爲_ニ吏民所_レ安說。薨_ニ於益州_一。

鬼をかりて沈淪を嘆ずる、まさに清行の心中を代弁するもので

はなかつたであろうか。

註1 本稿は先に発表した「三善清行『詰眼文』考」上下（国文学研究・第四十四・四十五集）と関連するものである。

2 統群書類従本による（以下同じ）。但しこの跋文について川口久雄氏は「平安朝日本漢文学史の研究」（二五八頁）において浄土寺念仏縁起（大日本史料第一編之三、延喜七年年末雜載）というものの末尾三行は保則伝の断簡であつて、古写本の善本と見えて、前田本のよみえざるところを解くところもある。」といわれる。即ち「著晏子伝遙羨報鞭蔡伯諧作郭泰碍冀遂無慙德故叙此草行貞立志 延喜七年年季春一日 文章博士善清行記之」である。

3 所功氏「『藤原保則伝』の基礎的考察」（芸林・二一の三）

同『三善清行』（吉川弘文館）

4 坂本太郎氏『六国史』（吉川弘文館）

5 拙稿「『詰眼文』考」下において、「頭賣子羽文」が中国文学史の上でどういう位置を占めるか、簡単に述べたが、考えの至らぬ点があつた。前漢（または北周）の王褒の「賣鬻奴文」（漢魏六朝百三名家集では前漢の王諫讜集に入れる）や、晋の陸雲の「嘲褚常侍文」「牛賣季友文」（百三名家・陸清河集）等については別に稿を改めて述べる。

6 大曾根章介氏は「街談巷説と才学——三善清行」（国文学・第十七卷十一号）において拙稿「『詰眼文』考」下の小考をやゝお認めいただいたかの如くであるが、中で「実録」の

解釈については御叱正を賜わつた。清行の沈論において正史と怪異説話集との対置を強調する余りの誤まりであつたことをお詫びする。

執筆者紹介

大矢根 文次郎	女子聖学院短大教授
大野 實之助	文学部教授
松浦 友久	文学部助教授
上野 理	文学部助教授
矢作 武	早稲田実業学校教諭・語研講師
柳瀬喜代志	教育学部講師
築瀬 一雄	豊田工業高専教授
徳田 武	大学院博士課程在学・高等学院講師
関口 安義	都留文科大学講師